

○須高行政事務組合財務規則

(昭和59年10月9日)

須高行政事務組合規則第2号)

改正 平成4年3月19日 組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2の規定により、法令、条例又は他の特別の定めがあるもののほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務に関する規定)

第2条 財務に関しては、須坂市財務規則(平成2年規則第6号)の例による。

附 則

この規則は、昭和59年10月9日から施行する。

附 則 (平成4年3月19日組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。